

令和8年2月

四日市市下水道施設における
ウォーターPPPの導入に関する
第3回 アンケート調査
(民間市場調査)

【アンケート調査結果概要】

四日市市上下水道局技術部 下水維持課

アンケート調査概要の公表について

四日市市では「ウォーターPPP」の導入について検討しております。

本調査は、これまでに得られた知見を踏まえ、本市で検討した事業スキーム案に加え、統括管理者の配置やウォーターPPPの4要件のひとつとなる性能規定等について意向調査を行い、事業者選定方法や契約条件の整理・精緻化につなげることを目的として実施しました。

民間企業の皆さまのご協力により、ご回答をいただき、大変感謝しております。ご回答いただいた結果について、取りまとめた内容をご報告させていただきます。

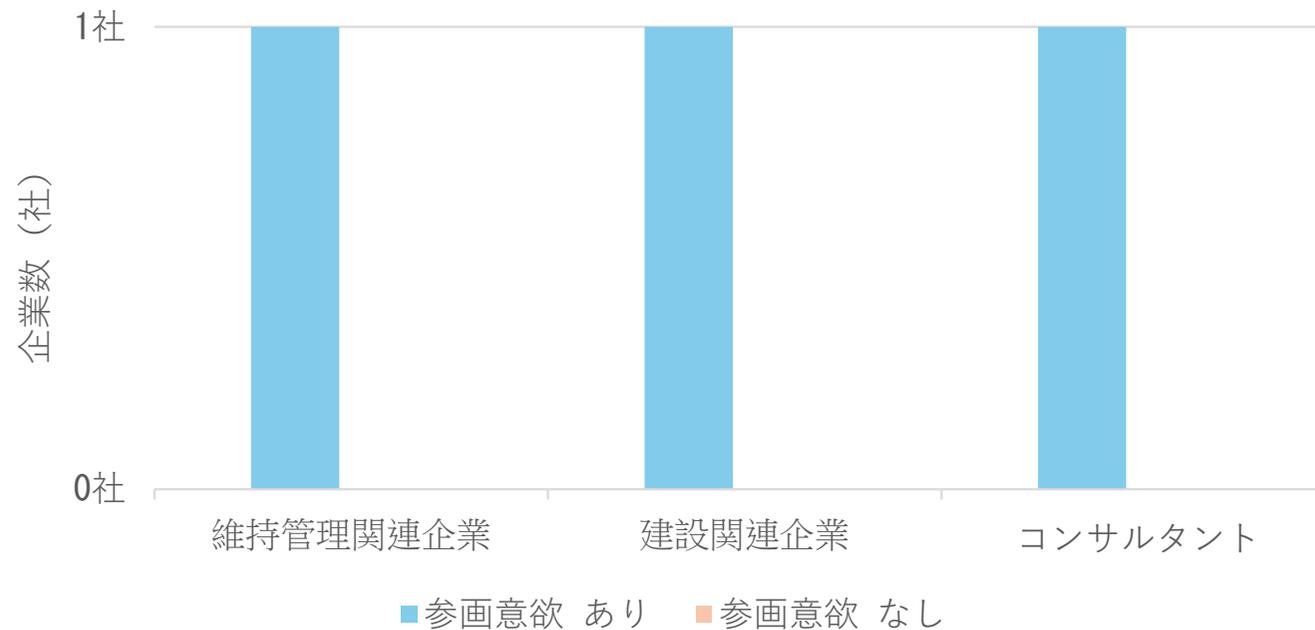
なお、本調査の結果は、今後の本市におけるW-PPPの公告資料や要求水準書等の作成に活用してまいります。

アンケート調査結果

質問 1 本事業への参画意欲について
本事業への参画意欲についてお聞かせください。

※該当する項目に“○”をお願いします。
1) 参画意欲あり
2) 参画意欲なし

【全回答数】 3社



アンケート調査結果

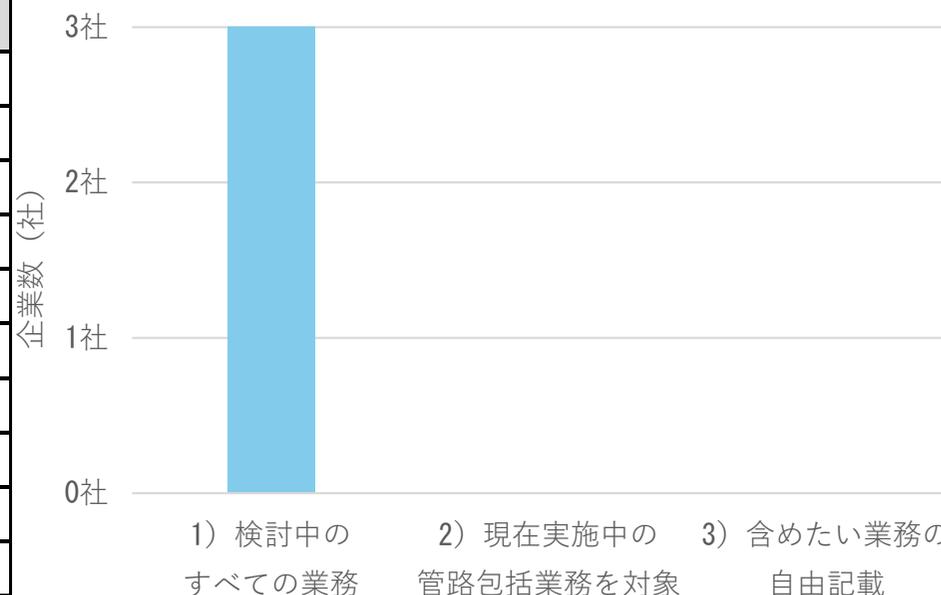
質問2 対象業務について

(1) 新たに追加業務として含めるべきかについてのご意見をお聞かせください。

※該当する項目に“○”をお願いします。

- 1) 別紙【実施要領 7. 対象業務】より、検討中のすべての業務を対象とする。
- 2) 現在実施中の管路包括業務を対象とする。
- 3) 含めたい業務の自由記載 ※主な業務は別紙参照

整理番号	現行包括	対象業務
1		総括管理業務
2	○	維持管理業務（巡視・点検・調査業務）
3	○	清掃業務
4	○	住民対応業務（苦情等の受付を含む）
5	○	事故対応業務（管路閉塞、緊急清掃）
6		緊急対応業務（道路陥没、緊急修繕等を含む）
7	○	小規模修繕業務（取付管支管更生・取付管更生・人孔上部改築工）
8	○	維持管理情報の整理とデータベースの作成
9	○	維持管理計画（次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援）
10	○	改築計画策定



アンケート調査結果

質問2 対象業務について

(2)上記(1)の回答について、その理由があればお聞かせください。

上記(1)の回答について、その理由・意見等

理由・意見

- ・今回のウォーターPPPの対象施設は、管路施設（MP施設含む）となっているが、道路陥没被害を未然に防ぐには【雨水管】も対象として維持管理することをご提案します。
- ・現在実施中の業務を、ウォーターPPPの業務に含むことについて特に問題は無いと考えます。
- ・公募の際に統括管理業務の実績要件を求めないようご留意いただきたいと思いますと考えます。
- ・緊急対応業務について、建設会社の参画を検討する必要がありますが、対応可能と考えます。
- ・当社は総合建設業であり、統括管理業務を担う形で参画を検討しているため。

アンケート調査結果

質問3 バンドリングについて

(1)「農業集落排水施設」及び「コミュニティ・プラント」を含めることについて課題があればお聞かせください。

「農業集落排水施設」及び「コミュニティ・プラント」を含めることについて課題があればお聞かせください。

課題・意見

- ・含めることに課題はありません。
- ・バンドリングの検討であれば、農林水産省から出ている【農業集落排水施設における維持管理適正化計画作成の手引き】にあるように、農業集落排水処理施設については管理対象は処理施設（処理場）と管路施設一体で構成されるべきと考えます。
- ・効率化・適正化の観点から処理場と管路施設一体の維持管理をご提案します。
- ・3点課題を記載します。
 - ①コミュニティ・プラントの一部管路施設が電子データ化されていないと思います。維持管理情報の管理を行う場合は、電子データが必要と考えます。
 - ②農業集落排水施設およびコミュニティ・プラントを含めたストックマネジメント計画の策定が必要です。ストックマネジメント計画はウォーターPPPの業務として実施することも可能と考えます。
 - ③農業集落排水施設の更新計画は、土地改良事業団体連合会が最適整備構想として策定するものと考えますが、ウォーターPPP業務範囲として実施できるのか確認が必要です。

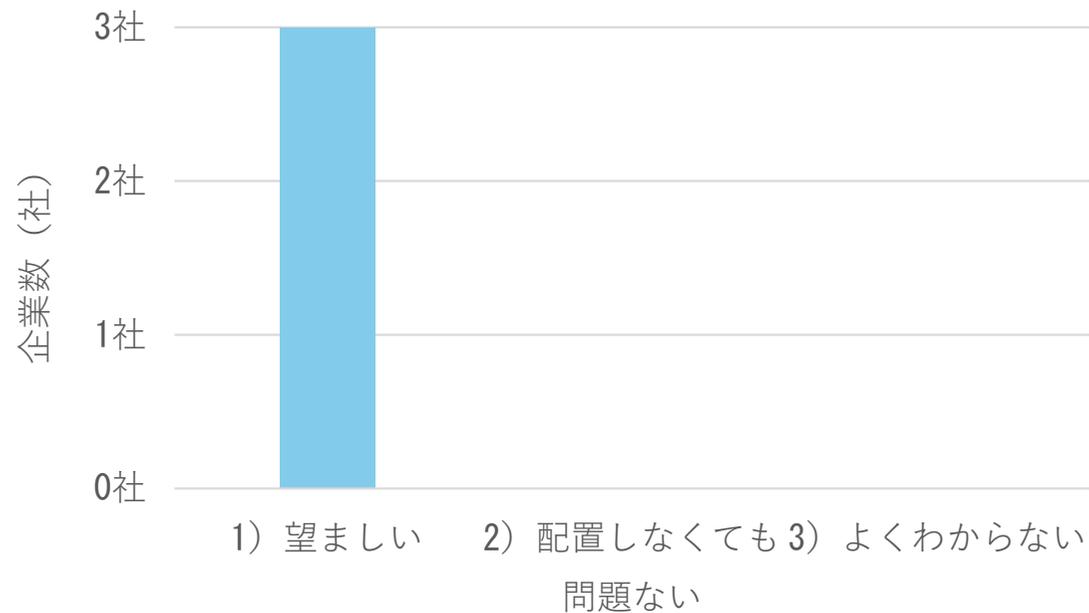
アンケート調査結果

質問4 統括管理者の要件について

(1) 統括管理者の必要性についてのお考えをお教えてください。

※該当する項目に“○”をお願いします。

- 1) 統括管理者を配置することが望ましい
- 2) 統括管理者を配置しなくとも問題ない
- 3) よくわからない



アンケート調査結果

質問4 統括管理者の要件について

(2)上記(1)の回答について、その理由があればお聞かせください。

上記(1)の回答について、その理由・意見等

理由・意見

- ・適正な維持管理をする上で、知識・経験・有資格者を統括責任者として配置することが、WPPP本来の目的達成には必要。
- ・貴市職員や共同企業体の各社担当者との良好なコミュニケーションを図るため、統括管理者は必要と考えます。
- ・指揮系統を明確にすること。発注者、受益者との調整等を踏まえると統括管理者を配置することが望ましいと考える。統括管理者のもと、各連絡窓口を設置し、対応に当たる形が望ましいと考える。(常駐、緊急対応等どういう体制とするかは、設定の必要がある)
- ・メーカー、コンサル、ゼネコン等の企業連合(異業種JVのような形)を結成し、幹事社、及び、統括管理者を定め、そこから各業務へ再委託する形が良いのではないかと考える。

アンケート調査結果

質問 4 統括管理者の要件について

(3) 本事業スキームにおける統括管理者として、どのような実績が必要と考えられるかご意見をお聞かせください。

どのような実績が必要と考えられるかの意見等

理由・意見

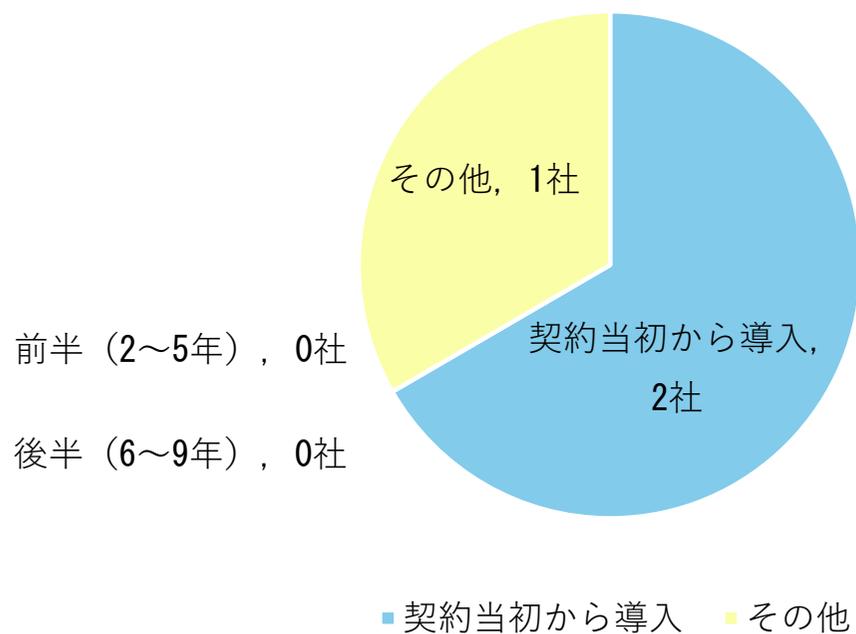
- ・ 管路施設における官民連携事業（包括的民間委託、管理・更新一体マネジメント方式、コンセッション方式）の統括管理を実施した経験が必要と考えます。
- ・ 管路施設の維持管理知識があると認められる資格者（資格名：下水道管路管理総合技士）
- ・ 新しい形の枠組みであり、官民連携事業等の実施実績等を必須とすると、門戸が狭くなると考えられる。幅広く募りコンペ形式等で選定していく形が良いのではないか。

アンケート調査結果

質問5 性能発注について

(1) 段階的に性能発注を導入していく際に想定される適切な導入時期についてのお考えをお聞かせください。

- 1) 契約当初から導入
- 2) 前半 (2~5年)
- 3) 後半 (6~9年)
- 4) その他



アンケート調査結果

質問5 性能発注について

(2)上記(1)の回答について、その理由をお聞かせください。

上記(1)の回答について、その理由・意見等

理由・意見

・性能を判断するためには適正な流下能力を数値化する、またその数値を確保する管路の修繕・改築が必要となります。

上記実施後、性能発注として、評価する基準や仕組みが出来るため、発注者様と協議の上進める必要があると考えています。

・性能規定の内容によっては契約当初から導入が可能と考えます。ただし、受託者のコントロールが困難な性能規定や要求水準を設定される場合は、前半(2~5年)は仕様発注とし、施設の維持管理状況を把握した後に性能発注を導入することが必要と考えます。

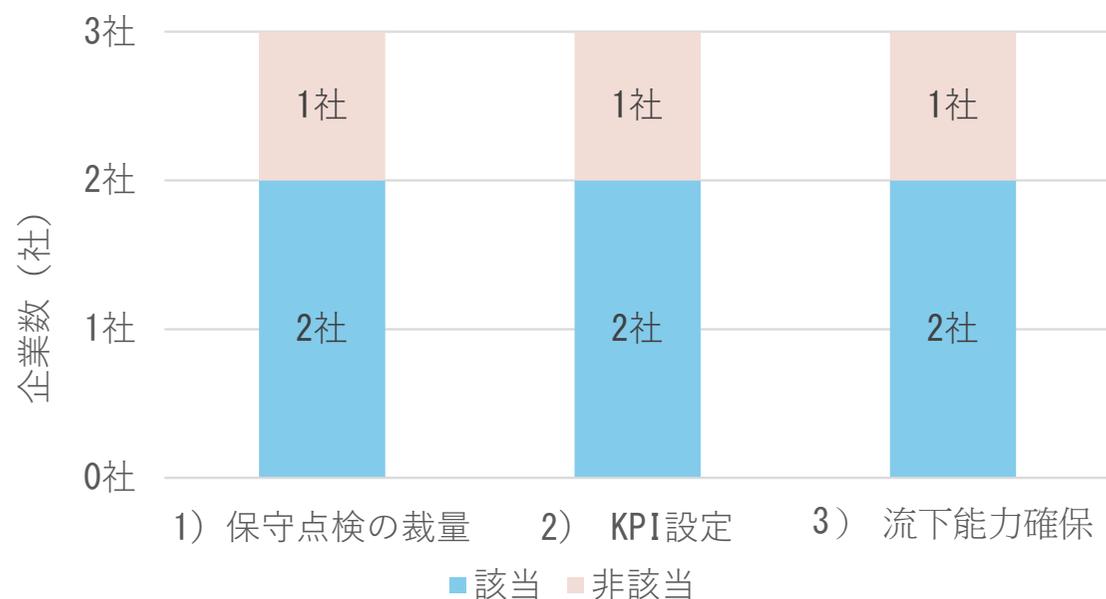
・性能規定の策定等、準備期間は必要であるが、運用当初より性能発注方式とした方が、自由度が高まり、長期目線で効率は良くなり、全体としてのコストダウンにつながるのではないかと考える。また、規定の見直し等も定期的実施していく必要があると考える。

アンケート調査結果

質問5 性能発注について

(3) 管路施設における性能規定について、どのパターンが最適であるかについてご意見をお聞かせください。

- 1) 受託者の裁量により、法定の保守点検を適切に実施
- 2) 業務効果指標を定め、努力目標として活用し、下水道サービス水準の向上を図る
- 3) 管路の適切な流下能力を確保



※「該当」は当該項目を性能規定として適当と評価した事業者数を示す。

アンケート調査結果

質問5 性能発注について

(4)上記(3)の回答について、その理由をお聞かせください。

上記(3)の回答について、その理由・意見等

理由・意見

- ・WPPP本来の目的は管路の適切な流下能力の確保（直接的に市民生活に影響を与える事象が発生しない）のため。
- ・段階的に性能発注を導入していくためには（3）で弊社が回答した内容（3）流下能力確保）でないと導入が困難。
- ・管路施設の性能規定として流下能力を確保することが必要と考えますが、陥没・閉塞等による溢水発生等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つことについて、受託者がコントロールすることは困難です。受託者がコントロール可能な範囲内で、性能規定および指標を設定いただきますようお願いいたします。
- ・長期間包括的に委託する形であるため、受託者に移譲する方が自由度が高まる。

アンケート調査結果

質問5 性能発注について

(5)上記の以外に、管路施設の性能規定についてご意見をお聞かせください。

上記の以外の、管路施設の性能規定についての意見

意見

- ・国土交通省資料に記載ありますが、現時点では管路施設の性能を確保する方法は、点検・調査の頻度を適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施が優先と考えます。
- ・計画的な巡視・点検・調査・清掃業務は、予算とリスク評価を制約条件として、受託者の自由裁量で各年度の維持管理計画を策定し、貴市承認のもと実施することが望ましいことから、維持管理計画の内容を性能規定とするのが良いと考えます。また、住民対応、事故対応、緊急対応業務については、着実に実施することを性能規定とするのが良いと考えますが、着手までの時間を指標とする場合は、実績を踏まえて余裕をもって設定していただくのが良いと考えます。

アンケート調査結果

質問6 リスク分担について

(1) 下記の内容において受託者のリスクとして大きいものをお聞かせください。(1/3)

※該当する項目にチェックをお願いします。(複数回答可)

【物価変動】

- 1) インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動、高騰により本業務の履行が困難となる場合

【事故発生】

- 2) 点検の中で感知しうる本件施設・設備の劣化等に関し、受注者の注意義務違反により事故が発生した場合
3) 本件施設・設備の使用による経年的な劣化等により事故が生じた場合

【緊急時・非常時対応リスク】

- 4) 危機管理事象が発生したときの対応に関するもの
5) 緊急状況発生時で発注者の指揮命令系統下での損害発生（緊急状況を原因とするもの）に関するもの

【緊急事態に係る費用の増大】

- 6) 受注者の責めにより生じた緊急対応費の増大
7) 受注者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大
8) 上記以外の緊急対応費の増大

【管路及び管渠機能の確保】

- 9) 管路の管理及び管渠の堆積、閉塞、漏水等の抑制と管理

【補修費の増大】

- 10) 受注者の責めに帰する事由による補修費の増大
11) 上記以外の補修費の増大

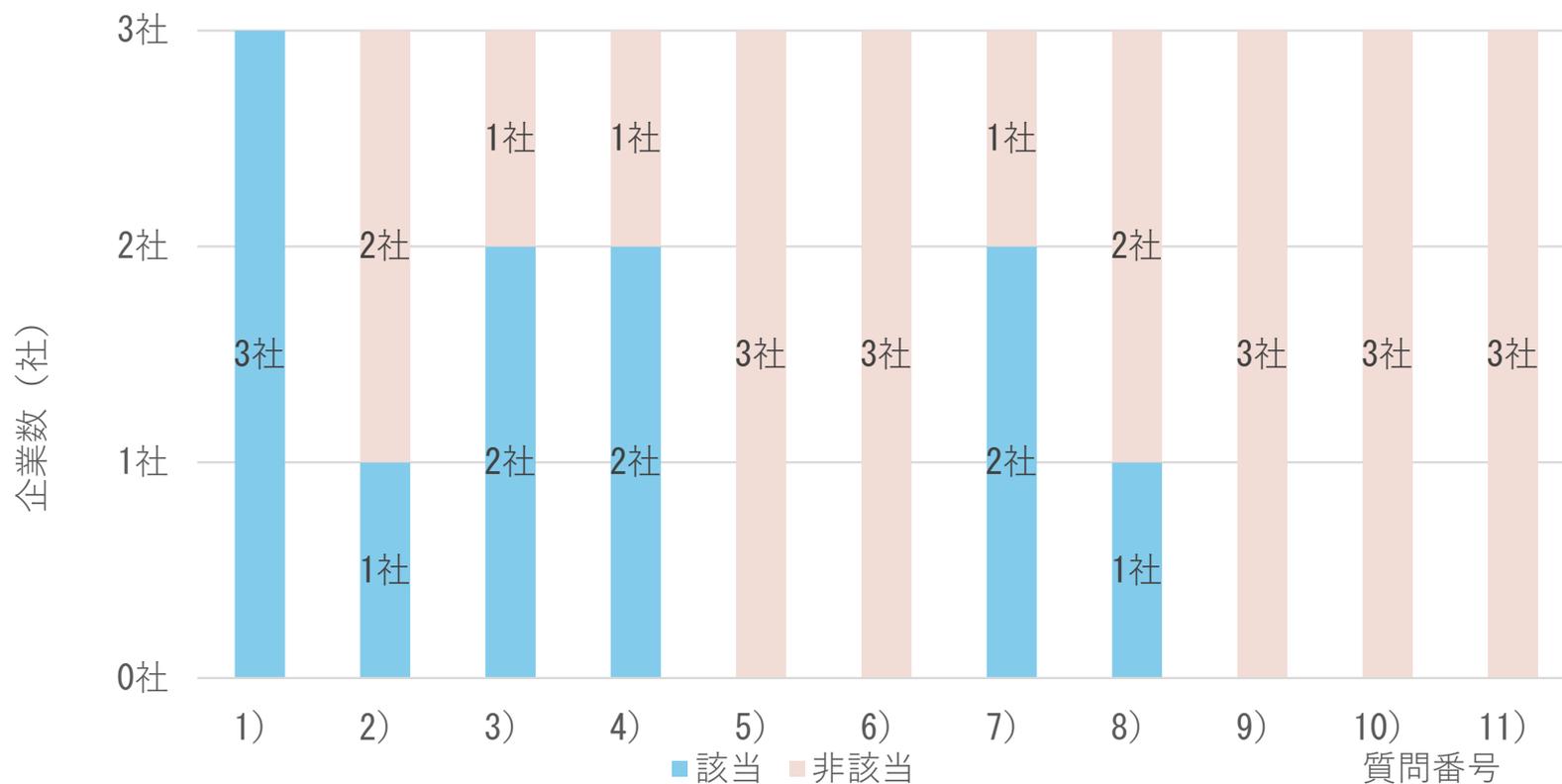
【その他】

- 12) 上記以外に想定されるリスクがあればお聞かせください。

アンケート調査結果

質問6 リスク分担について

(1) 下記の内容において受託者のリスクとして大きいものをお聞かせください。(2/3)



アンケート調査結果

質問6 リスク分担について

(1) 下記の内容において受託者のリスクとして大きいものをお聞かせください。(3/3)

12) 上記以外に想定されるリスクがあればお聞かせください（自由記載）

意見

- ・ 自然災害（地震、台風、豪雨、津波など）が発生した場合の対象施設に対する復旧費用負担。
- ・ 関連法令改正に伴う、維持管理費用の増大（労働環境の変化など）
- ・ 不可抗力によるリスク

アンケート調査結果

質問6 リスク分担について

(2)上記の内容について、リスク分担の考え方についてご意見をお聞かせください。

上記の内容について、リスク分担の考え方についての意見

意見

・3) 7) 8) 9) 11) については、全ての事象を受託者のリスクとするのは過剰と考えます。受託者の責めによらないリスクについては、発注者のリスクとすべきと考えます。
また、不可抗力によるリスクのうち、受託者が負うリスクの設定については、官民で調整する場を設けていただきたいと思います。

・当初想定されていた事象以外の物事、それに伴う費用については行政側が負担する形が望ましい。

アンケート調査結果

質問7 その他 ご意見等について

(1) ウォーターPPPの全体を通して、ご意見ございましたら、以下の記入欄にご記入ください。

ウォーターPPPの全体を通しての意見(1/4)

意見

- ・統括管理業務が間に入ることで、それに伴う事務費、管理費が発生する。これが地元業者の受注機会、規模の減少につながることは避けなければならない。この管理費に対しては、適切な金額が計上されるべきである。行政側からすれば従来の発注形式に比べ費用は増大すると思われる。
- ・統括管理業務にかかる費用と行政側の負担軽減、効率化とコストダウンをどこまで進められるか、受益者の負担（増加する可能性が高い）とどうバランスをとっていくか、いずれにしても単年度ではなく長期目線で考える必要がある。参入する以上赤字経営はできない。
- ・事業導入までのスケジュールが未公表と思いますが、公募前の時点で事業内容を公表していただくとともに、質疑応答に十分な期間を確保していただきますようお願いいたします。

アンケート調査結果

質問7 その他 ご意見等について

(1) ウォーターPPPの全体を通して、ご意見ございましたら、以下の記入欄にご記入ください。

ウォーターPPPの全体を通しての意見(2/4)

意見

1. 国土交通省の資料に【対象施設の考え方】として以下の記載があります。

- ・ウォーターPPPの導入検討に際しては、管路を含むことを前提としたうえで、下水道施設全体を対象施設とする。
- ・民間企業の参画意向等を踏まえ、具体的な対象施設を決定する。
- ・維持管理と更新の一体マネジメントの観点から、同一の対象施設に対し、維持管理と更新に関する業務範囲の設定。

上記を踏まえ、以下の内容をご提案致します。

【提案】
処理施設（処理場）と管路施設一体の維持管理計画を今一度検討していただきたい。

アンケート調査結果

質問7 その他 ご意見等について

(1) ウォーターPPPの全体を通して、ご意見ございましたら、以下の記入欄にご記入ください。

ウォーターPPPの全体を通しての意見(3/4)

意見

2. ウォーターPPP導入メリットに事業スピードを向上させ、老朽化問題への早期解決があります。受託企業は新技術を導入し老朽化した管路施設に対する、更新計画の立案は必要不可欠です。また四日市市様は質問1に記載あるように【管路】を対象にウォーターPPP導入を検討されています。上記を踏まえ、以下の内容をご提案致します。

【提案】

管路に【雨水管】も含み、ウォーターPPP導入を検討していただきたい。
道路陥没の発生原因を未然に防ぐには【埋設されている下水管・雨水管共に計画的に維持管理する】必要があると考えます。
また、受託業者は効率的（費用面など）に維持管理することで、ウォーターPPP導入のメリットを出す必要があります。

アンケート調査結果

質問7 その他 ご意見等について

(1) ウォーターPPPの全体を通して、ご意見ございましたら、以下の記入欄にご記入ください。

ウォーターPPPの全体を通しての意見(4/4)

意見	<p>3. 受託業者のリスクについて 明確なリスク分担（費用・損害分担等）については、官民対話をふまえた契約・要求水準等の規定が必要です。 物価上昇・自然災害時のリスクも当然ですが、八潮市の事故を受け、国土交通省の維持管理に対する考え方はこの1年～2年で大きく変化し法令改正は十分予想出来ます。 また人材不足の解決には、労働環境の変化など、受託業者も様々な課題を持ち、取組みを行う必要があります。 官民連携し行うためにも、モニタリング含め様々な実態を把握しながら進めていただきたいと思います。</p>
----	--